

23生産第4952号  
23林政経第229号  
制定：平成23年10月31日  
一部改正：平成24年3月30日  
(施行は平成24年4月1日)

日本特用林産振興会会長殿  
全国農業協同組合連合会代表理事会長殿  
日本椎茸農業協同組合連合会会長理事殿  
全国森林組合連合会代表理事会長殿  
全国食用きのこ種菌協会会長殿  
財団法人日本きのこセンター理事長殿  
財団法人日本きのこ研究所理事長殿  
日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長殿  
社団法人全国木材組合連合会会長殿  
全国木材チップ工業連合会会長殿  
全国素材生産業協同組合連合会会長殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長  
林野庁林政部経営課長  
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」  
の制定について

先般、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長・林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知）により、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を定めたところです。

これに関連して、今後、きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウムの当面の指標値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、別添のとおり「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」を定めましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴団体の関係者に対して適切に御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。